

妊産婦歯科健康診査のお知らせ

■対象

平成31年4月1日以降に妊娠届出をした妊婦及び産婦

※健診当日、榛東村に住民票のない方は、対象になりません。

■受診期間の目安

妊娠中に1回、産後1年以内に1回の計2回受けられます。

- ・妊婦：妊娠3か月～8か月
- ・産婦：産後2か月～12か月以内

■費用

無料（妊娠中1回、産後1年以内に1回の合計2回分）

※必ず「榛東村妊産婦歯科健康診査受診票」を持参してください。

※治療や更に詳しい検査が必要な場合は、保険診療となります。

■受け方

1. 歯科医院（指定医療機関）へ予約の電話をする。
2. 妊産婦歯科健診受診票の太枠内を記入する。
3. 予約した日時に歯科健診を受ける。
4. 結果を歯科医院で聞き、結果票を母子健康手帳に貼る。

■持ち物

- ・榛東村妊産婦歯科健康診査受診票（太枠内を記入してください）
- ・母子健康手帳
- ・健康保険証

■注意事項

- ・「榛東村妊産婦歯科健康診査受診票」の再発行はできません。
- ・転出日以降、榛東村の受診票は使用できません。
転出先の市町村でご相談ください。

【お問い合わせ先】 榛東村保健相談センター ☎0279-70-8052